

自分たちのまちは自分たちで守る

概要版

南大隅町地域防災計画



令和8年3月



南大隅町

1. 地域防災計画とは

■ 計画の目的

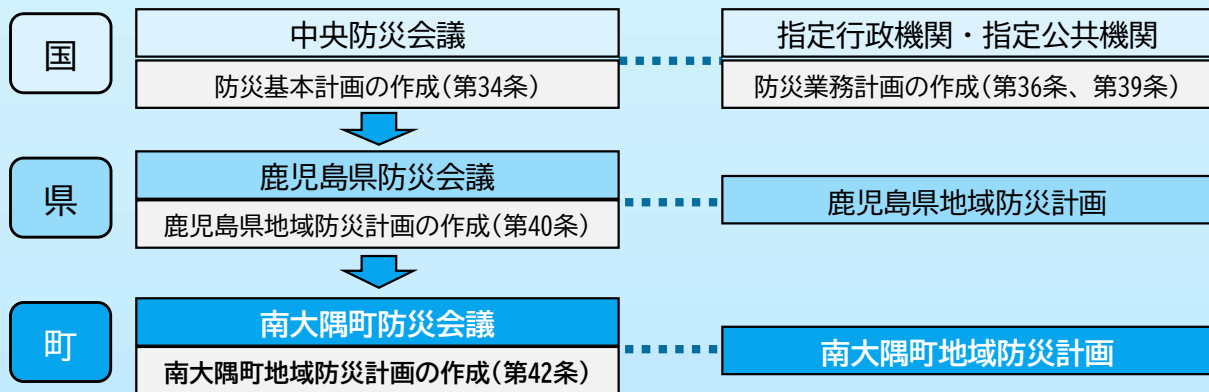
洪水・土砂災害や地震・津波などの自然災害や大規模な事故による被害を最小限に抑え、地域に生活する人々の生命、身体及び財産を災害から保護するために、平常時の備えや災害発生時の対応などを定めたものが地域防災計画です。

この計画を効果的に活用することで、町民の生命や身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめ、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に役立てることができます。

■ 災害対策基本法に定められた防災計画の体系

南大隅町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、南大隅町防災会議が、国の「防災基本計画」や県の「鹿児島県地域防災計画」を踏まえて作成する計画です。

災害対策基本法に定められる防災計画の体系



■ 計画の構成

南大隅町地域防災計画は、鹿児島県地域防災計画と整合を図りながら、以下に示す構成としています。

一般災害対策編	一般災害対策編には、防災対策の基本方針、町における危険箇所の現況、災害の想定などを記載するとともに、町及び防災関係機関の役割を定めています。
地震・津波災害対策編	また、一般災害対策編、地震・津波災害対策編には、災害による被害の発生を防止するとともに、被害を最小限に抑えるため、町が平常時から実施する施策や災害発生時の応急対策活動及び県・他市町村との応援体制などについて定めています。
資料編	災害対策に関する町の現況資料、例規・基準等、各種様式をまとめています。

2. 南大隅町の災害危険性

南大隅町地域防災計画は、本町で発生する可能性がある以下の災害を対象としています。

■ 風水害

(1) 洪水

県が指定した洪水浸水想定区域を、本計画における洪水による浸水害として想定しています。

本町における洪水浸水想定区域の指定状況は以下のとおりです。



【南大隅町における洪水浸水想定区域の指定状況】

対象河川	作成主体と作成年月	指定の前提となる降雨 (想定最大規模)	家屋倒壊等 氾濫想定区域
雄川水系雄川、赤瀬川、馬場川	鹿児島県 平成30年2月 令和7年5月	雄川流域の24時間 総雨量893mm	○
上之園川水系上之園川	鹿児島県 令和8年3月	上之園川流域の12時間 総雨量 629mm	
島泊川水系島泊川	鹿児島県 令和8年3月	島泊川流域の12時間 総雨量 629mm	
大泊川水系大泊川	鹿児島県 令和8年3月	大泊川流域の12時間 総雨量 629mm	
郡川水系郡川	鹿児島県 令和8年3月	郡川流域の12時間 総雨量 629mm	

(2) 高潮

本町では、県が指定した以下の高潮浸水想定を、高潮の想定災害として位置付けています。

【南大隅町における高潮浸水想定区域の指定状況】

対象海岸	作成主体と作成年月	指定の前提となる台風 (想定最大規模)
大隅沿岸	鹿児島県 令和7年12月	既往最大規模の室戸台風 (1934年、最大 900 hPa)
鹿児島湾沿岸	鹿児島県 令和8年2月	既往最大規模の室戸台風 (1934年、最大 900 hPa)

(3) 土砂災害

本町では、県が指定した以下の土砂災害警戒区域等を、土砂災害の想定災害として位置付けています。



【南大隅町における土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況】
(令和8年2月10日現在時点)

	急傾斜地の崩壊	土石流	地すべり	合計
警戒区域	250	232	0	482
特別警戒区域	250	177	0	427

【土砂災害警戒区域】

がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

【土砂災害特別警戒区域】

がけ崩れ等の土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為の制限、建築物の構造規制等が行われます。

(4) 津波

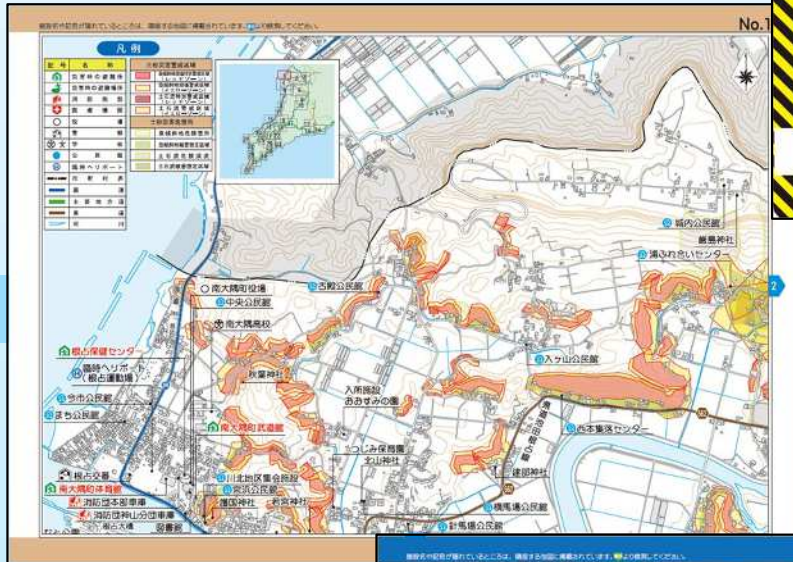
本町では、県が指定した津波浸水想定区域を、津波の想定災害として位置付けています。

【南大隅町における津波到達時間・津波高】

	津波の高さ+1m (分)	最大津波 (分)	最大津波高 (T.P.m)
南海トラフ CASE5	38	100	6.08
南海トラフCASE11	39	51	6.76
種子島東方沖	27	71	5.00
トカラ列島太平洋沖	41	78	3.83

前述の洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、津波浸水想定区域は、町ホームページに掲載の南大隅町防災マップに示しています。

南大隅町防災マップ





南大隅町
MINAMI OSUMI

保存版
2022年10月版

防災マップ

北緯31度00分00秒

- 地域防災計画(1) 避難所 P08
- 避難所 生活 P08
- 避難所 備蓄 P04
- 土砂災害 P07
- 洪水災害 P09
- 地震災害 P11
- 津波災害 P16
- 防災対策 P17
- 自主防災 P18
- 避難情報 P21
- 防災訓練 防災避難等一画 P25
- 緊急連絡一覧 P25
- 集会所 P27

南大隅町役場 専用サイトアドレス
<http://www.town.minamosumi.lg.jp/index14/>

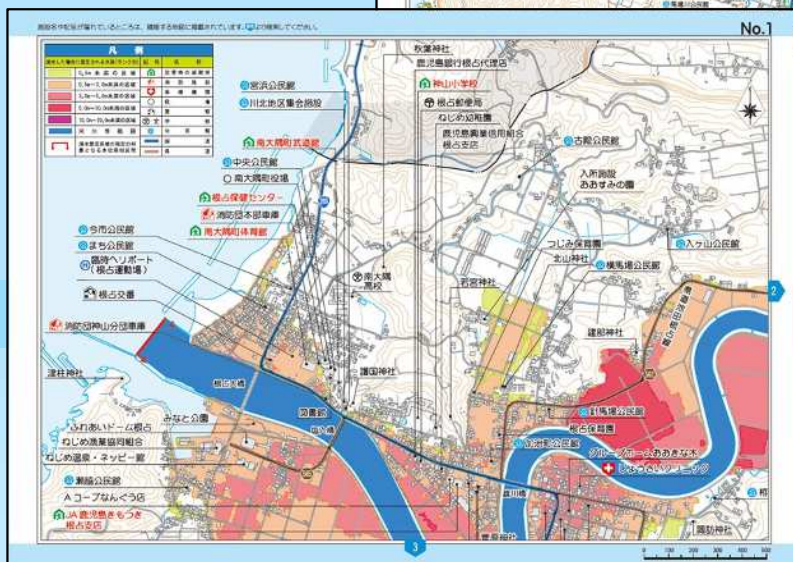
災害の備え

土砂災害マップ

津波災害マップ



洪水浸水マップ



■ 地震

鹿児島県が実施した「平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査」では、鹿児島県で想定される被害想定が行われています。この中で、本町に大きな影響を及ぼす種子島東方沖、トカラ列島太平洋沖及び南海トラフ（西側ケース）による地震を想定しています。

区 分	種子島東方沖	トカラ列島太平洋沖	南海トラフ (西側ケース)
地震の規模(モーメント マグニチュード)	8.2	8.2	9.0
震源の深さ	10km	10km	10km
本町における最大震度	6弱	5強	5強

■ 原子力災害

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及びました。本町は、川内原子力発電所から100km近く離れており、原子力災害対策指針で定められているPAZ及びUPZのいずれの範囲にも含まれていませんが、広域避難の受け入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる可能性があります。

- ※PAZ：予防的防護措置を準備する区域（原子力発電所を中心におおむね半径5kmの範囲内）
- ※UPZ：緊急防護措置を準備する区域（原子力発電所を中心におおむね半径5～30kmの範囲内）



■ 事故等災害

事故等として、本町で起こりうる海上災害、道路事故、危険物等災害、林野火災、火山災害、原子力災害を想定しています。

3. 災害予防(災害に備える活動)

■ 防災基盤の強化

災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、風水害対策、公共施設やライフライン施設の地震対策を推進し、防災基盤の強化に取り組みます。

水害・土砂災害対策【一般災害】

風水害や土砂災害に備え、防災マップの配布・公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画作成の支援、災害危険区域内の要配慮者利用施設への災害に関する情報提供等に取り組みます。

都市構造の防災化【共通】

災害に強いまちの形成を図るため、建築物や公共施設の耐震化・不燃化、広域避難地の選定、避難路の安全確保等に取り組みます。



液状化対策【地震・津波】

公共事業等の実施にあたっては、液状化発生の防止（地盤改良）、液状化による被害の防止（構造的対応）、代替機能の確保（施設のネットワーク化）に取り組みます。

■ 住民等の防災力の向上【共通】

自主防災体制の整備

自主防災組織の育成・指導に取り組みます。

防災訓練の実施

職員の応急対策確認訓練、県との総合防災訓練、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練に取り組みます。

■ 効果的な応急活動のための事前対策【共通】

情報管理体制の整備

災害情報の収集・共有・伝達や、町民等への情報発信強化のための防災行政無線の整備、被害情報等の収集管理体制の整備等に取り組みます。

避難体制の整備

町民等の円滑な避難のため、指定避難所等の生活環境の整備、避難誘導體制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等に取り組みます。



災害備蓄物資等の整備・供給

被災者の生活支援のため、給水体制、食料・生活必需品等の供給体制、支援物の受入れ体制の整備等に取り組みます。

業務継続性の確保

大規模災害時においても、災害対応等の業務を継続するため、業務継続計画の作成に取り組みます。

令和7年度 地域防災計画改訂のポイント

洪水浸水想定区域や高潮浸水想定区域の指定に係る修正、指定緊急避難場所・指定避難所一覧の更新及び「南大隅町災害廃棄物処理計画（令和4年3月）」の反映等を行いました。

4. 災害応急対策(災害が発生したときの活動)

■ 町の活動体制【共通】

町は、風水害や地震・津波等の災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、人命の救助・救出及び安全確保を行うとともに、災害応急対策活動を円滑に実施するため、「南大隅町災害対策本部」を速やかに設置します。

また、町のみでは災害応急対策活動が十分に行えない場合は、県や消防機関、自衛隊、災害時応援協定締結自治体等に応援要請を行い、人員や資機材を確保して体制を整えます。



■ 情報の収集・伝達【共通】

町は、気象予警報に関する情報、洪水や土砂災害の危険度情報、地震情報等、災害に関する情報を収集するとともに、避難情報や指定避難所等の開設情報等を、町ホームページや町公式SNSなどの多様な手段を用いて町民等に伝達します。

■ 要配慮者の支援【共通】

要配慮者の支援対策

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者、及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細やかな支援対策を行います。

福祉避難所の開設・移送

要配慮者が指定避難所や在宅での避難生活が困難な場合は、福祉避難所を開設するとともに、町社会福祉協議会等と連携し、要配慮者を福祉避難所へ移送します。

■ 避難対策の実施【共通】

避難の指示

町は、災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、避難指示等の避難情報を発令するとともに、指定避難所等を開設します。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報	警戒レベル相当情報(例)
5	災害発生 または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保※1 【町が発令】	警戒レベル5相当情報 ●大雨特別警報 など
~~~~~ < 警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~				
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示 【町が発令】	警戒レベル4相当情報 ●土砂災害警戒情報 ●高潮警報 など
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※2	高齢者等避難 【町が発令】	警戒レベル3相当情報 ●洪水警報 ●大雨警報(土砂災害) など
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 【気象庁が発表】	これらは、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。国土交通省、気象庁、県が発表します。
1	今後気象状況悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 【気象庁が発表】	

### 指定避難所の開設・運営等

町は、感染症対策を踏まえて、指定避難所の開設・運営を行います。避難生活が長期化する場合は、自主防災組織等の協力を得て、避難者自身による自主運営体制に移行できるよう支援します。

また、やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない在宅・車中泊避難者を把握し、食料等の配給を行います。



## ■ 被災者の生活支援【共通】

町は、被災者への食料や生活必需品の供給、給水活動の実施、防疫・保健衛生活動、災害廃棄物等の処理、学校等の文教対策、応急仮設住宅等の供給等を実施し、被災者の生活を支援します。

また、大規模地震発生後の二次災害を防止するため、被災した建築物の応急危険度判定や被災した宅地の危険度判定を行い、二次災害発生の危険の程度の判定・表示を行います。

### 令和7年度 地域防災計画改訂のポイント

災害対策本部組織の修正、南大隅町業務継続計画の反映等を行いました。

## 5. 南海トラフ地震防災対策推進計画

### ■ 計画の目的【地震・津波】

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定めたものです。

### ■ 南海トラフ地震防災対策推進地域及び津波避難対策特別強化地域【地震・津波】

本町は法第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に、法第10条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されています。

### ■ 気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件【地震・津波】

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から次の南海トラフ地震臨時情報が発表されます。

情報面	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

### ■ 事前避難対象区域の検討【地震・津波】

地震発生後では津波からの避難が間に合わないおそれがあるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表後、緊急災害対策本部長からの指示を受けて、避難指示等を発令すべき対象として、市町村があらかじめ定めた地域のことです。

町が避難指示を発令し、全ての住民が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域である住民事前避難対象地域と町が高齢者等避難を発令し、要配慮者等が1週間を基本とした避難行動をとるべき地域である高齢者等事前避難対象地域に分けられます。

町は、事前避難対象区域について検討を行いました。

検討の結果、本町において、事前避難対象区域はないという結果となりました。

しかし、浸水想定区域外においても津波のおそれがあるため、注意が必要です。

## 6. 災害復旧・復興

### ■ 災害復旧【共通】

生活基盤であるライフライン施設や交通施設等の被害は、町民の生活や社会活動に大きな影響を与えます。そのため、県及び防災関係機関と連携を図りながら、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害復旧計画を速やかに策定し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行います。なお、復旧事業において、その災害復旧工事等の実施に高度な技術又は機械力を要する工事、かつ、工事の実施体制等の実情により、これらの工事を的確に実施できない場合は、国や県が町に代わって工事を行うことができる権限代行制度の適用を県に要請します。

### ■ 生活再建の支援【共通】

被災された方々が一日も早く自力で生活ができるようにするため、町、国、県、その他公共機関が協力して、罹災証明の発行、被災者に対する生活相談、住宅の確保、税金や公共料金の特例措置、被災した中小企業者や農林業者への災害復旧融資制度の情報提供等の生活再建の支援を行います。

### ■ 災害復興【共通】

東日本大震災や熊本地震のように、町が壊滅的な被害を受け、大規模災害からの復興に関する法律に基づく特定大規模災害の指定を受けた場合は、県や防災関係機関と連携して復興体制を確立し、町民との合意形成を図りながら復興計画を作成します。

#### 令和7年度 地域防災計画改訂のポイント

国や県による権限代行制度の追加、応急危険度判定等各種調査の違いの明確化、「災害の被害認定基準」の改定に伴う修正等を行いました。